

【個別施策・制度概要】

対応策の方向性	6 途上国のビジネスインフラ(ハード・ソフト)整備の推進	
支援ツール	⑩円借款(一般:プロジェクトタイプ借款・ノンプロジェクトタイプ借款)	
支援対象	GNI6,456ドル以下の開発途上国	
問い合わせ先	国際協力機構(JICA)民間連携室 連携推進課 TEL: 03-5226-6960 (課代表) http://www.jica.go.jp/priv_partner/index.html	
	参考URL: http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/index.html	
支援条件	・円借款による資機材・サービスの調達を特定の国に限定しない(但し、STEP(本邦技術活用条件)のみ日本に限定) ・借り入れ国において各企業に開かれた国際入札(ICB)が行われ、調達先が決定される。 ・経済・社会インフラ分野が主な対象である。	
支援概要	・緩やかな金融条件(低金利、長期返済期間)による円建て資金の貸付を行う。 ・相手国との間で交換公文(E/N)を締結した上で、国際協力機構(JICA)が融資契約(L/A)を結び、貸付を実施する。 ・プロジェクトタイプ借款とノン・プロジェクトタイプ借款がある。 ・プロジェクトタイプ借款には、①プロジェクト借款、②エンジニアリングサービス(ES)借款、③ツー・ステップ・ローン(TSL)、④セクターローンの4種類がある。 ①プロジェクト借款 : 道路や発電所等、予め特定されたプロジェクトに必要な設備、資機材、サービスの調達や土木工事等の実施のために必要な資金を融資するもの。 ②ES借款 : プロジェクトの実施に先立ち、プロジェクト形成や入札の準備作業(エンジニアリング・サービス)などコンサルタントを雇用して行う作業を対象にその資金を融資するもの。 ③TSL : 借入国の政策金融制度のもと、開発銀行等相手国の金融機関を通じて、相手国の中小企業や農業など民間部門への政策金融のための資金を融資するもの ④セクターローン : 複数のサブプロジェクトで構成される特定セクターの開発計画のために必要な資機材、役務及びコンサルティングサービスの費用を融資し、合わせて当該セクターの政策、制度改善を図るもの。	
	・ノン・プロジェクト借款には、①商品借款、②プログラムローン(構造調整融資等)がある。 ①商品借款 : 外貨準備不足に直面している開発途上国が、物資を輸入するために必要な資金を供与し、借入国の経済安定をはかるもの ②プログラムローン: 商品借款を供与し、同時に重点セクターの開発政策を支援するため、輸入資金としての外貨を輸入者に売却した代金として政府が受け取る現地通貨資金(見返り資金)を予め合意されたセクターの開発投資に振り向けるもの。	
具体事例	事例は多岐にわたるため、詳細はJICAホームページ(下記URL)を御参照ください。 参考URL: http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php	